

令和7年度 五香松飛台地区意見交換会のテーマについて

（団体名） 松飛台御立場東自治会

（件名） 町会・自治会等活動の委託について

（具体内容）

当自治会の三役は班長から選出しているが、その制度の維持が困難になり自治会組織の継続が危うくなっている。

三役について業務の負担から厳しいと感じる高齢者が増加し、班長さえも三役輪番を嫌がって自治会を退会する高齢者会員も増えてきた。

子育て世代の若い世帯の会員も増えつつあるが、自治会活動の目的に理解を示し入会してくれても三役になることを不安に感じたためか、班長をやるなら退会するという方も現れている。

現代では介護・見守り・子育てを隣近所が助け合うという昔ながらの情景・常識は通用せず、これは当自治会だけではなく、地区会の他の町会・自治会等も似た状況にある。

実際この2年間はお祭等の大規模な行事を企画・運営できる体力もなく、今年の一部の元気な高齢者がグラウンドゴルフを楽しむ企画になっている。

ノウハウが継承されず、以前と同じ企画をするにも始めから考える必要があり、さらに負担が増える悪循環が起きている。

当自治会では班長を拒絶する大きな事由に三役を割り当てられることがある為、三役の負担を軽減する方策が必要だと考えている。

イベント・行事など自治会の事業の一部を業者に委託し、企画運営のノウハウは業者に任せて自治会役員は業者との安全な情報交換・やり取りを継承することで、自治会運営の負担が大きく減るのではないかと思う。

自治会活動の一部を委託することを検討したいが、市として委託について問題がないか意見を伺いたい。

（回答）

- 町会・自治会等につきましては、地縁に基づいて構成された団体になりますので、業務の委託について法令等による制限はないと存じます。その為、委託の実施につきましては各団体の判断によることとなります。委託実施についてご不安な点等あれば、市民自治課や六実支所にご相談いただければと存じます。
- 会長、役員の高齢化や役員の担い手不足などが運営の大きな課題となっていることは市としても認識しており、町会・自治会等を支援するため市といたしましても、様々な取り組みをさせていただいております。

- 町会・自治会の業務負担軽減等につながっていただければと考え、デジタル化支援として、「電子回覧板自治会サポ！」や「町会・自治会デジタル化促進補助金」等のデジタル化支援を実施しております。また、地域の担い手や次世代のリーダー育成への取り組みとして、地域活動を知る講義や町会・自治会活動の現地体験を行う「まつど地域活躍塾」や、主に中高生を対象としたボランティア体験講座「Let`s 体験!!」を実施しております。
- 引き続き町会・自治会等への支援・サポートを継続し、皆様と協力して共に問題解決に取り組んでいければと考えております。

（回答課）市民自治課

松戸市電子回覧板「自治会サポ！」 導入支援出張サポート

Q.電子回覧板『自治会サポ！』とは？

A. 町会・自治会のお知らせやコミュニケーションをスマートフォンで簡単にできる。
町会・自治会活動に役立つ新しいツールです。



お知らせ機能

掲示板や紙の回覧板で回していた情報を、会員のスマートフォンにタイムリーに配信可能。市のお知らせは市から直接配信します。

アンケート機能

イベント等の出欠管理や簡単な意見集約に。自動で集計もできます。



掲示板機能

会員同士のコミュニケーションやグループ(防災部・子ども会等)の情報共有で利用できます。

新しいことに
取り組むのは不安

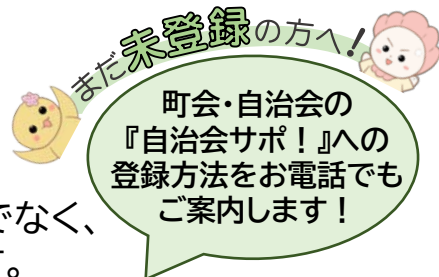
使い方が
わからない

◆出張サポートいたします！

市の委託職員が町会集会所等へお伺いし、役員の方だけでなく、会員の皆様へ『自治会サポ！』の使い方をレクチャーします。

◆コールセンターで随時ご質問にお答えします！

『自治会サポ！』の使い方等のご質問や出張の予約等は、下記コールセンターまでお気軽にお問い合わせください。



町会・自治会の『自治会サポ！』への登録方法をお電話でもご案内します！

《自治会サポ！松戸市コールセンター》

TEL：050-5799-4566 (平日9時～19時受付)

出張サポートの詳細は裏面へ

電子回覧板導入支援出張サポート 実施の流れ



自治会サポ！の使い方を知りたい！
役員みんなで理解して使ってみたい！

となったら・・・

出張サポートを申込！

1



町会・自治会から
050-5799-4566
(コールセンター)に連絡

2



コールセンターと
日程や会場を調整

※集会所・集会所等がない
町会でも、市民センター等
で開催いただけます。

出張サポート当日は…

3

市の委託職員が
会場へ直接
お伺いします



4

実際にスマートフォンを
使用しながら、使い方等
をレクチャーします



◆出張サポートについて

- ・最大20名程度までご参加いただけます。
- ・平日14:00～20:00、土日・祝日9:00～17:00の時間帯で開催となります。（予約状況によってはご希望に添えないことがございます）。
- ・出張サポート利用にかかる費用は無料です。

◆コールセンターでの予約について

- ・出張サポートの予約はコールセンターにて承ります。コールセンターでは出張サポートの予約に限らず自治会サポ！の使い方等のご相談も受け付けております。
- ・コールセンターから町会・自治会様宛に、出張サポートご利用のご案内をさせていただきます。

◆当日について

- ・参加される方は各自スマートフォンをご持参ください。
- ・プロジェクタ・スクリーン等の機材を持ち込み、設営の上で開催させていただきます。
- ・おおよそ2時間程度の説明会を想定しております。

出張サポートを是非
ご利用ください！
皆様からの
お申込みを心より
お待ちしております。





松戸市町会・自治会活動 デジタル化促進補助金

町会・自治会活動のデジタル化に新たに取り組む、または現在デジタル化に取り組まれている団体を対象に、デジタル化の実施や運用に必要な経費を補助することで、町会・自治会のデジタル環境整備を応援する制度です。

補助上限額・要件

1 団体当たり 10 万円（年額）

- ✓ 申請内容に応じたデジタル化の取り組みを行うことが補助の条件となります。
- ✓ 一年度内(4月1日～翌年3月末)に完了できる事業が対象となります。
- ✓ 一年度に申請ができるのは1回までとなります。また、同一事業での補助は最大3回までとなります。

4月1日～
随時申請受付



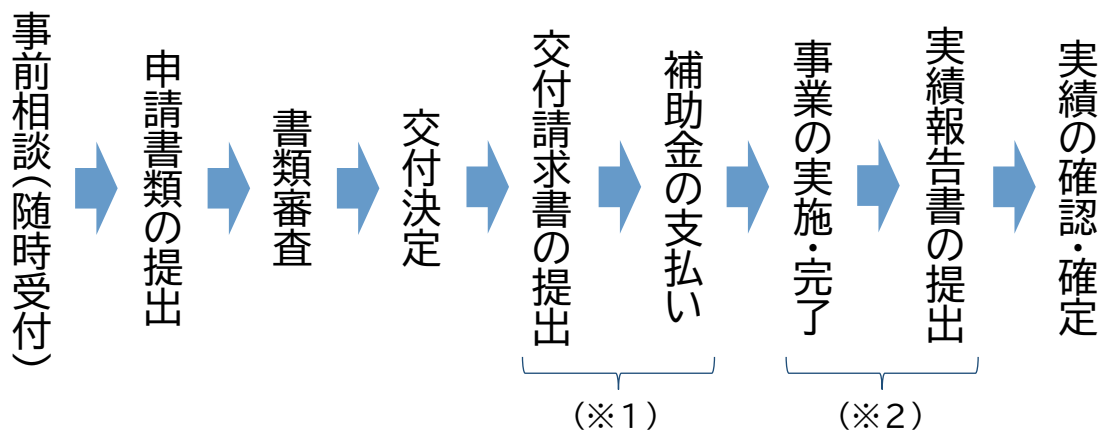
じちまる

まつかめ



《松戸市町会・自治会PRキャラクター》

申請・交付の流れ



(※1) 事業実施前に補助金をお支払いする方法(概算払)と、実施終了後にお支払いする方法(通常払)を選択いただけます。

(※2) 補助金を活用したデジタル化の取組は、継続的に実施いただく必要がありますので、実績報告の提出時期は原則年度末となります。
実績報告の際に、事業を実施したことが確認できる領収書や写真等の提出が必要です。

どのような事業や経費が補助対象となるかは
裏面をご覧ください！



補助対象経費や事業について

補助の対象となる経費や取組の例を、参考にお示します。
下記に記載のないものでも補助の対象となる場合があります。
『デジタル化に取り組んでみたいけど、補助の対象となるか分からない』
そのような時は、申請前に市民自治課までご相談ください。

※予算等の状況により補助できない場合がありますので、交付決定前に
物品購入・契約等は行わないようご注意ください。



対象経費の例	補助率	デジタル化の取組例
オンライン会議やオンライン講演会等を実施するために必要となる備品の購入費（タブレット・プロジェクタ・スクリーン・webカメラ等）	10/10	オンライン会議やオンライン講演会の実施
- タブレット端末（LTEモデル）等の月額利用料 - Zoom等のオンライン会議用Webサービスの有料ライセンス利用料	5/10	
集会所等の活動拠点のデジタル環境の整備に係る費用（PC・Wi-Fiルーター等のネット環境開設のため必要となる機器購入費及びインターネット回線工事費、施設管理のためのリモートロック設置費用等）	10/10	集会所等の会員向けフリースポットとしての利用開放 施設管理のオンライン化
- インターネット回線の月額利用料等 - モバイルルーター等のレンタル費用	5/10	
- ホームページ開設サービス等の初期費用 - ホームページの有料サービス・機能アップグレードにかかる費用（単発で発生するものに限る）	10/10	町会ホームページの運営・定期的な記事の更新
- ホームページ作成支援サービス等の継続利用料（月額・年額） - 町会ホームページ運営にかかるレンタルサーバー代・ドメイン維持費用等	5/10	
町会用SNS（X(旧Twitter)等）の有料サブスクリプション利用料	5/10	町会用SNSによる定期的な情報発信
キャッシュレス決済の初期導入費用	10/10	キャッシュレス決済での町会費等の集金
町会員向けSNS講習会等の講師謝礼（専門的知識を有する方によるものに限る）	10/10	デジタル化講習会の実施
デジタル化の取組みや会員向け研修のための参考図書代	10/10	図書を活用した研修の実施、内容に応じた実践

❗ 次の経費は原則補助の**対象外**となりますのでご注意ください

- ◆ 町会・自治会活動での利用と個人利用とを分けられないもの
例）個人宅のインターネット回線工事費、月額利用料 等
- ◆ 活動デジタル化に直接結びつくと考えない経費
例）PC机やプリンタ・ケーブル等の備品や消耗品にすぎないもの、
集会所のテレビ回線や電話回線利用料 等
- ◆ 電子回覧板の町会独自での新規導入
⇒市から提供する電子回覧板「自治会サポ！」をご利用ください（R6.10～）
- ◆ デジタル講習会等で借用した会議室等の使用料
⇒会議室等使用料補助金をご利用ください



対象事業に応じたデジタル化の取組が、自分の町会でできそうなものか十分ご検討の上でご申請ください！

お問い合わせ先

松戸市 市民自治課 自治振興町名整備班
TEL:047-366-7318 FAX:047-366-2447
mail:mcshiminjichi@city.matsudo.chiba.jp